

「年金週間」・「ねんきん月間」の経緯について

○ 「年金週間」の設置（平成3年9月24日）

昭和36年4月の国民皆年金30周年を契機に、国民一人一人に「年金を身近で大切なもの」として考える動機付けの機会として、11月6日（「いい老後」の語呂合わせ）からの1週間を「年金週間」として位置づけ、この期間を中心に年金制度の周知・広報を実施。

（注）国民年金法は、昭和34年11月1日に施行されたが、被保険者に関する規定は昭和35年10月1日から、保険料に関する規定は昭和36年4月1日から施行されている。

○ 「ねんきん月間」の設置（平成18年10月2日）

「年金週間」の活動に加え、保険料収納対策や年金相談等サービスの活動を連動して実施することが効果的であることから、「年金週間」における活動と周知・広報の連動が図りやすいように活動期間を週間から月間に変更し、11月を「ねんきん月間」とし、「年金週間」は廃止された。